

宮崎県工事検査取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宮崎県工事検査規程（昭和55年宮崎県訓令第9号。以下「規程」という。）第13条の規定に基づき、総務部（営繕課に限る。）、環境森林部、農政水産部及び県土整備部の所管する建設工事（以下「工事」という。）の検査に関し、別に定めのあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 検査下命者 宮崎県事務委任規則（昭和40年宮崎県規則第10号。以下「委任規則」という。）又は宮崎県事務決裁規程（昭和40年訓令第1号。以下「決裁規程」という。）に定めるところにより工事検査を命ずる者をいう。
- 二 工事執行機関の長 委任規則又は決裁規程に定めるところにより、当該工事を直接に監督する本庁の局長、課長又は出先機関の長をいう。
- 三 監督員 宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号。以下「財務規則」という。）第111条第1項に規定する監督員をいう。
- 四 検査員 検査下命者から工事の検査を命ぜられた者をいう。
- 五 検査補助員 検査の実施に当たって検査員を補佐する者をいう。
- 六 工事検査専門員等 工事検査課に所属し、工事検査を業務とする職員をいう。

(検査の下命)

第3条 工事の検査（以下「検査」という。）の下命は、検査下命者が別表第1に基づき行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特に検査下命者が必要と認めたときは、別表第1によらず検査を命ずることができる。
- 3 検査員は、必要と認めた場合は、検査下命者に対し検査補助員を要求することができる。

(検査下命の方法)

第4条 検査の下命は、建設工事検査要請書兼下命（伺）書（別記様式第1号。以下「要請書兼下命（伺）書」という。）により行うものとする。ただし、出来形検査の下命の場合は、この限りでない。

- 2 工事執行機関の長は、次の各号に掲げる要請をするときは、検査予定月の前の月の25日までに要請書兼下命（伺）書を工事検査課長に提出するものとする。
 - (1) 知事の下命の要請
 - (2) 工事検査専門員等による検査の要請（前号に係るものを除く。）
- 3 工事検査課長は、前項の規定による要請書兼下命（伺）書の提出があったときは、知事の下命に係る決裁を経て、工事執行機関の長及び検査員に連絡するものとする。
- 4 前項の連絡後にやむを得ない事情により、要請の追加又は検査員の変更の必要が生じたときは、工事執行機関の長は、直ちに要請書兼下命（伺）書を工事検査課長に提出するものとする。
- 5 前項の要請の追加又は検査員の変更については、第3項に準じて処理するものとする。

(検査の基準)

第5条 検査は、別に定める宮崎県工事検査技術基準によるものとする。

(検査の準備)

第6条 工事執行機関の長は、規程第5条第1項の規定による検査の通知を受けたときは、次の各号に掲げる資料等の準備を行うものとする。

- 一 契約書、設計図書（設計書、仕様書、現場説明書及び図面をいう。以下同じ）及び監督員指示書
- 二 出来形管理、品質管理及び工程管理に関する資料
- 三 工事記録写真
- 四 工事記録及び監督記録
- 五 工事材料の試験結果資料及びその他検査に必要な資料
- 六 必要な用具
- 七 その他検査員が必要と認めるもの

(検査の立会い)

第7条 検査員は、検査の実施に当たって、原則として監督員又は関係職員並びに受注者又は現場代理人及び主任技術者（監理技術者）の立会いを求めるものとし、その他必要に応じて専門技術者の立会いを求めることができる。

(検査員の心得)

第8条 検査員は、検査を行うときは、あらかじめ当該検査の対象となる工事の内容、契約条項、仕様書等を熟知しておかなければならない。

(検査の方法)

- 第9条 検査は、工事出来形を対象とし、当該工事の契約書、約款、設計図書、工事写真及びその他の関係書類に基づき、工事の位置、形状寸法、数量、材質、強度、内容等について、実地において照合かつ点検することにより、工事が適正に施工又は完成されているかを厳正かつ公正にその適否の判定を行うものとする。
- 2 検査員は、地下又は水中等で外部からその適否を判定することが困難なものについては、当該部分の施工中の写真その他の資料等に基づき判定するものとする。
 - 3 検査員は、検査のため必要があるときは、宮崎県工事請負契約約款第31条第2項の定めるところにより、破壊、分解又は試験して検査を行うことができる。この場合において、破壊又は分解した部分の補修に要する経費は、受注者の負担とする。
 - 4 請負契約の内容が工場製作までのものに係る工事の完成検査は、仮組時に行うものとする。この場合において、塗装部分については、製作工場における塗装状況が確認できる写真等により判定することができる。
 - 5 工事が適正に実施されているか否かを工事施工の途中において検査し、適正な工事の完成を期するため、当初設計金額3,000万円以上の工事について、別表第2により中間検査を行うものとする。
 - 6 前項に定める場合のほか、契約担当者が特に必要と認めた場合は中間検査を行うことができる。

(手直指示等)

- 第10条 検査員は、規程第8条前段の規定により受注者に手直しを指示するときは、手直指示書（別記様式第2号）によるものとし、手直指示報告書（別記様式第3号）により工事執行機関の長に報告するものとする。ただし、手直指示の内容が特に軽易な場合は、指示及び報告を口頭により行うことができる。
- 2 検査員は、規程第8条ただし書の規定により契約担当者の指示を受けようとするときは、工事検査結果指示伺（別記様式第4号）に宮崎県工事検査委員会設置要綱（平成20年4月1日定め）第7条に規定する工事検査委員会審議結果通知書を添付して決裁を受けなければならない。この場合において、完成検査、一部完成検査又は出来形検査にあっては、加えて財務規則第112条第5項に規定する検査調書（以下「検査調書」という。）を添付するものとする。
- 3 検査員は、前項の規定により契約担当者の指示を受けたときは、手直命令書（別記様式第5号）を工事執行機関の長に交付するものとする。この場合において、完成検査、一部完成検査又は出来形検査にあっては、検査調書を添付するものとする。
- 4 工事執行機関の長は、前項の規定による手直命令書の交付を受けたときは、これを当該工事の受注者に交付するとともに必要な指示を行うものとする。この場合において、完成検査、一部完成検査にあっては、工事完成検査書（宮崎県工事請負契約約款運用基準別記様式第9号。以下「工事完成検査書」という。）を添付するものとする。

(検査結果の取扱い)

- 第11条 検査員は、完成検査、一部完成検査及び出来形検査を実施したときは、各工事ごとに検査調書を作成し、工事執行機関の長に提出するものとする。
- 2 工事執行機関の長は、検査員から完成検査又は一部完成検査に係る検査調書の提出があったときは、工事完成検査書を作成し、検査の結果を受注者に通知するものとする。
- 3 検査員は、宮崎県工事成績評定要領（平成20年4月1日定め。以下「評定要領」という。）において、評定を行うこととなっている検査を実施したときは、各工事ごとに、評定要領第4条に規定する工事検査結果復命書兼成績評定書及び工事成績採点の考査項目運用表を作成し、検査下命者及び工事執行機関の長に提出するものとする。
- 4 検査員は、当初設計金額が400万円以上で、評定要領によって評定の対象とならない工事の完成検査又は一部完成検査を実施したときは、各工事ごとに、評定要領第4条に規定する工事検査結果復命書兼成績評定書（評定を除く。）を作成し、検査下命者及び工事執行機関の長に提出するものとする。
- 5 検査員は、中間検査を実施したときは、各工事ごとに中間検査結果復命書（別記様式第6号）を作成し、検査下命者及び工事執行機関の長に提出するものとする。
- 6 工事執行機関の長は、検査員から中間検査結果復命書の提出があったときは、

中間検査結果通知書（別記様式第8号）を作成し、検査の結果を受注者に通知するものとする。

（検査調書等の作成）

第12条 検査調書及び工事完成検査書の適否の欄への合格又は不合格の記載については、検査員の判定によるものとし、工事成績評定書の点数又は評定要領第6条の総合評定点を直接反映するものとはしない。

（受託工事の検査）

第13条 総務部（営繕課に限る。）、環境森林部、農政水産部又は県土整備部以外の部局等から依頼を受けて検査する場合にあっては、別に定める場合を除き、この要領を準用する。

（その他）

第14条 この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

2 次の要領は、廃止する。

一 宮崎県環境森林部所管工事検査取扱要領（昭和55年4月30日定め）

二 宮崎県農政水産部工事検査実施要領（昭和58年7月1日定め）

三 宮崎県県土整備部所管工事検査取扱要領（昭和55年4月15日定め）

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年5月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

検査の種類	工事の区分	検査下命者	検査員								
			工事検査課 (備考5)		本庁各課			出先機関			
			工事検査課長・工事検査監	工事検査専門員等※ (工事検査課長。工事検査監を除く)	課長補佐・専門主幹・専任主幹・専任副主幹・主幹・副主幹	専任主査・主査	専任技師・専門技師・主任技師	出先機関の長	技術次長・課長・駐在所長・専門主幹・専任主幹・専任副主幹・主幹・副主幹・主任	専任主査・主査	専任技師・専門技師・主任技師
・完成検査部 完 成 中 間 検 査 査	本庁施行の 1億2,000万円以上の工事	知事	○	○	○						
	本庁施行の 1億2,000万円未満 1,000万円以上の工事		○	○	○	○					
	本庁施行の 1,000万円未満の工事		○	○	○	○	○				
	出先機関施行の 1億2,000万円以上の工事		○	○	○			○	○		
	出先機関施行の工事 1億2,000万円未満 1,000万円以上の工事		○	○	○	○		○	○	○	
	出先機関施行の 1,000万円未満の工事	出先機関の長		○					○	○	○
検 出 来 査 形	本庁施行の工事	知事	○ 備考4	○ 備考4	○	○	○				
	出先機関施行の工事	出先機関の長	○ 備考4	○ 備考4						○	○

備考

- 表中「工事の区分」欄の金額は、当初設計金額とする。また、「本庁施行」又は「出先機関施行」とは、本庁又は出先機関において工事を直接施工管理することをいう。
- 検査下命は、検査の種類及び工事の区分に応じ、該当する項の○が付された技術職員に対して行うものとするが、当初設計金額1,000万円以上の工事については、原則として工事検査専門員等を下命するものとする。
- 専門技師については、その者の有する工事検査に関する専門知識、業務経験等に応じて、その者が属する「本庁」又は「出先機関」の欄の中で最上位のものを限度として、上位の欄を適用することができる。
- 中間検査と出来形検査を兼ねる場合のみ下命することができる。
- 兼務職員又は併任職員である者を含む。

※工事検査課に所属し、工事検査を業務とする職員をいう。

別表第2（第9条関係）

	中間検査の実施
	1 中間検査で確認した出来形部分については、完成検査時の確認を省略することができる。ただし、その後の現場状況の変化や、請負者の管理状況等から再度の技術的確認が必要な場合はこの限りではない。 2 中間検査の対象範囲は設計図書に示すものとする。 例）初回は杭基礎、2回目は橋台本体を対象とする。（橋梁工事） 3 工事成績評定を行う中間検査（※）は、契約担当者が工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえの技術的評価を適切に実施できる対象範囲を選定する。
種 工 事 別 の	中間検査の参考実施時期及び省略
建 築 ・ 設 備 工 事 以 外	1 鉄筋組立が複雑で重要な構造物は、組立完了時に検査するものとする。 2 橋梁等の鋼構造では、仮組立が完了した時点で検査するものとする。 ただし、原寸検査及びH型鋼等を使用する加工簡易なもの場合は、監督員が段階確認の実施等必要な確認又は検査を行った上で省略することができる。 3 構造物の基礎部が地中又は水中に没し、完成検査時にその出来形の確認が困難な工事で、特に中間検査による確認が必要と認められる場合には、該当部分の施工が完了した時点で検査するものとする。 4 以下の工事は中間検査を省略する。（評定要領により中間検査の評定を行うこととなっている工事を含む。）ただし、第9条第6項の規定により中間検査を行うことを妨げない。 ・緊急施行工事（評定要領第2条に規定されている緊急施行工事をいう。） ・表層工を主とした舗装補修工事 ・機械器具設置工事、電気通信工事又は電気工事で完成時でなければ主たる機能が確認できない工事 ・構造物の撤去のみの工事 ・防舷材の更新等機材の取付のみの工事、河川等の掘削工事、港湾等の浚渫工事、残土運搬処分などのみの工事、防護柵設置工事、樋門の樋体取り付けのみの工事 ・その他、施工の途中段階における出来形確認が困難な工事（省略の可否については個別に工事検査課と協議するものとする。）
建 築 工 事	1 躯体工事、内外装下地工事等の施工途中及び完了した時点で検査するものとする。 2 以下の工事は中間検査を省略する。（評定要領により中間検査の評定を行うこととなっている工事を含む。）ただし、第9条第6項の規定により中間検査を行うことを妨げない。 ・専門工事（屋根防水工事、外壁塗装工事、解体工事等）

設備工事	1 配線工事、配管工事、機器設置工事等の施工途中及び完了した時点で検査するものとする。
	2 以下の工事は中間検査を省略する。(評定要領により中間検査の評定を行うこととなっている工事を含む。) ただし、第9条第6項の規定により中間検査を行うことを妨げない。 ・機器設置工事で、完成時でなければ主たる機能が確認できない工事

※中間検査において技術的評価が困難な工事や足場等撤去前の出来形確認を中間検査として実施する場合は、当該中間検査の評定は行わない。

(参考) 別表第2の建築・設備工事以外の工事の中間検査の実施時期等3の例示

工 種	例 示
基 礎 工 事	ア 頭首工、橋梁工等重要構造物の基礎床堀の完了時 イ 砂防堰堤（高堰堤に準ずるもの）等重要構造物の基礎床堀完了時 ウ 杭基礎を有する重要構造物（橋台、水門機場等）の杭打ち込み完了時 エ 矢板構造物（矢板を主とする構造物であり、積ブロック基礎矢板や仮設矢板は除く。）の矢板打込み完了時及びタイロッド取付（腹起こし及び控工を含む。）完了時 オ 大孔径工事（滑り止め鋼管杭等）又は横穴ボーリング工事完了時 カ 井筒、潜函基礎工事完了時 キ 港湾海岸構造物の地盤改良捨て石完了時
道 路 舗 装 工 事	路床置換、下層路盤及び上層路盤
橋 梁 工 事	ア 下部工と上部工に分割して発注し、下部工完成前に上部工を並行して施工する場合の下部工部分の完了時 イ 下部工と上部工を同一業者に発注した場合の下部工の完了時
塗 装 工 事	下塗り又は中塗り完了時（※）
港 湾 海 岸 工 事	ア ケーソン進水前及び各種コンクリートブロック等製作完了時 イ 栈橋工事の杭打ち込み完了時 ウ 矢板構造物の矢板打込み完了時及びタイロッド取付（腹起こし及び控工を含む）完了時
開 渠 暗 渠 工 事	既製品の管（函）のうち、内径 600 mm以上で延長 50m以上の埋設工の埋戻前

※ 当初設計金額が1億円未満の工事は、工事進捗が全体の30%程度を目安に受注者と監督員が協議の上実施時期を決定する。

別記
様式第1号

建設工事検査要請書 兼 下命(伺)書

下記のとおり検査要請(下命)してよろしいか。(年 月実施予定)

年 月 日

所属長	次 長	課 長	契約担当

帳票	所属コード	所属名

部名【 】

頁

設計概要 (最新)	竣工年月日 完成年月日 当初設計概要	検査実施状況				処理 区分	配 列 番 号	検査月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	年度	予算区分	費目区分	工事番号
		検 査 下 命																	契約者（代表者）			細事業名、路河川名 施工場所、工種				
		回 数	検査 実施月日	検査予定者	検 査 員			予定月 回数	検査予定者 (職員コード)				予定月 回数	検査予定者 (職員コード)				予定月 回数	検査予定者 (職員コード)				総括・主任監督員			
						01	計画 修正																			___★ - ★ -
						02																				
						01	計画 修正																			___★ - ★ -
						02																				
						01	計画 修正																			___★ - ★ -
						02																				
						01	計画 修正																			___★ - ★ -
						02																				
						01	計画 修正																			___★ - ★ -
						02																				
						01	計画 修正																			___★ - ★ -
						02																				
						01	計画 修正																			___★ - ★ -
						02																				
						01	計画 修正																			___★ - ★ -
						02																				
						01	計画 修正																			___★ - ★ -
						02																				

決 かい 長 課長 係長 課員 主任 済 済 欄	
手直指示書（軽易な事項）	
(工事名) 第 号 工事	
(路河川等の名称)	(場所)
(現場代理人の氏名)	(総括・主任監督員の氏名)
(指 示 事 項)	
上記のとおり指示します。	
元号 年 月 日	
工事執行機関の長 殿	
検 査 員 職 氏 名	印

決 済 欄	かい長	課長	係長	受注者受領印
指示書（輕易な事項）				
号		工事		
)		(場所)		
名)		(総括・主任監督員の氏名)		
指示事項)				
より指示します。				
元号 年 月 日				
機関の長 殿				
検査員 職氏名				
㊟				

決 裁 欄	かい長	次 長	課 長	担当サーザー	課 員

手直指示報告書（軽易な事項）

（工事名）		工 事
第 号		
（路河川等の名称）	（場所）	
（現場代理人の氏名）	（総括・主任監督員の氏名）	

（ 指 示 事 項 ）

上記のとおり指示しました。

元号 年 月 日

工事執行機関の長 殿

あ て

検 査 員
職 氏 名

(工事執行機関用)

様式第 4 号（第 10 条第 2 項関係）

決 裁 欄										
工 事 検 査 結 果 指 示 伺										
工 事 番 号					検査年月日					
工 事 名										
路河川等の名称										
工 事 場 所										
請 負 金 額					工期		自 至			
受 注 者										
上記工事の検査の結果、手直しが必要と認められるので、別紙「手直命令書」により手直しを命じてよろしいか。 年 月 日 検査員職氏名 ㊟										

様式第 5 号（第 10 条第 3 項関係）

手 直 命 令 書 第 年 月 号 日 殿 宮崎県知事 支 庁 長 所 長 ㊟	
工 事 番 号	
工 事 名	
路河川等の名称	
工 事 場 所	
請 負 金 額	
上記工事は、検査の結果、工事の竣工が設計図書に適合しないので、下記のとおり手直しすることを命令します。	
命 令 事 項	

様式第6号 (第11条第5項関係) (1) 総務部

(工事執行機関の長へ提出するものは、その機関の決裁区分による)

総務部長	次長(財務担当)	営繕課長	課長補佐	担当リーダー	担当
		工事検査課長		工事検査専門員	検査員

発注番号		中間検査結果復命書 (第 回)			
所属名		発注年度	工事の種類	主任監督員	総括監督員
工 事 名					
施 工 場 所					
契 約 業 者			現 場 代 理 人	主任 (監理) 技術者	
代 表 者 名			主任 (監理) 技術者	主任 (監理) 技術者	
当初設計額 (円)		契約額 (円) (最新)		契 約 工 期	
設 計 概 要					
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10					
検 査 実 施 年 月 日		検 査 員		立 会 人	
検査員所見					
【完成検査時に受け取ることが出来なくなる可能性がある事項】					
【指導助言および検査指定範囲の出来形確認状況】					
【受注者への検査結果の通知文 (案)】					

様式第 6 号 （第 11 条第 5 項関係） （2）環境森林部

(工事執行機関の長へ提出するものは、その機関の決裁区分による)

環境森林部長	総括次長	技術次長	自然環境課長	課長補佐	担当リーダー	担 当
		工事検査課長	工事検査監	課長補佐	工事検査専門員	検 査 員

発注番号		中間検査結果復命書（第 回）			
所属名		発注年度	工事の種類	主任監督員	総括監督員
工 事 名					
施 工 場 所					
契 約 業 者			現 場 代 理 人	主任（監理）技術者	
代 表 者 名			主任（監理）技術者	主任（監理）技術者	
当初設計額（円）		契約額（円）（最新）		契 約	工 期
設 計 概 要					
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10					
検 査 実 施 年 月 日		検 査 員		立 会 人	
検査員所見					
【完成検査時に受け取ることが出来なくなる可能性がある事項】					
【指導助言および検査指定範囲の出来形確認状況】					
【受注者への検査結果の通知文（案）】					

様式第 6 号 （第 11 条第 5 項関係） （3）農政水産部

(工事執行機関の長へ提出するものは、その機関の決裁区分による)

農政水産部長	総括次長	技術次長	農村計画課長	課長補佐	担当リーダー	担 当
		工事検査課長	工事検査監	課長補佐	工事検査専門員	検 査 員

発注番号

中間検査結果復命書（第 回）

所属名	発注年度	工事の種類	主任監督員	総括監督員
工 事 名				
施 工 場 所				
契 約 業 者		現 場 代 理 人	主任（監理）技術者	
代 表 者 名		主任（監理）技術者	主任（監理）技術者	
当初設計額（円）	契約額（円）（最新）	契 約	工 期	
設 計 概 要				
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10				
検 査 実 施 年 月 日		検 査 員	立 会 人	
検査員所見				
【完成検査時に受け取ることが出来なくなる可能性がある事項】				
【指導助言および検査指定範囲の出来形確認状況】				
【受注者への検査結果の通知文（案）】				

様式第 6 号 （第 11 条第 5 項関係） （4） 県土整備部

(工事執行機関の長へ提出するものは、その機関の決裁区分による)

県土整備部長	総括次長	技術次長	技術企画課長	課長補佐	担当リーダー	担 当
		工事検査課長	工事検査監	課長補佐	工事検査専門員	検 査 員

中間検査結果復命書（第 回）

発注番号					
所属名	発注年度	工事の種類	主任監督員		総括監督員
工 事 名					
施 工 場 所					
契 約 業 者			現 場 代 理 人	主任（監理）技術者	
代 表 者 名			主任（監理）技術者	主任（監理）技術者	
当初設計額（円）	契約額（円）（最新）		契 約	工 期	
設 計 概 要					
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10					
検 査 実 施 年 月 日		検 査 員		立 会 人	
検査員所見					
【完成検査時に受け取ることが出来なくなる可能性がある事項】					
【指導助言および検査指定範囲の出来形確認状況】					
【受注者への検査結果の通知文（案）】					

様式第 6 号 （第 11 条第 5 項関係）

(工事執行機関の長へ提出するものは、その機関の決裁区分による)

執行機関の長	総括次長	技術次長	総務課長	担当課長	担当リーダー	担 当	検 査 員

中間検査結果復命書（第 回）

発注番号					
所属名	発注年度	工事の種類	主任監督員		総括監督員
工 事 名					
施 工 場 所					
契 約 業 者			現 場 代 理 人	主任（監理）技術者	
代 表 者 名			主任（監理）技術者	主任（監理）技術者	
当初設計額（円）	契約額（円）（最新）		契 約	工 期	
設 計 概 要					
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10					
検 査 実 施 年 月 日		検 査 員		立 会 人	
検査員所見					
【完成検査時に受け取ることが出来なくなる可能性がある事項】					
【指導助言および検査指定範囲の出来形確認状況】					
【受注者への検査結果の通知文（案）】					

様式第7号 (第11条第6項関係)

(各執行機関の決裁区分による)

執行機関の長	総括次長	技術次長	総務課長	担当課長	担当リーダー	担 当

第 回 中間検査結果通知書

下記のとおり、宮崎県工事検査取扱要領に基づき実施した結果を、中間検査結果通知書（様式第8号）により通知してよろしいか。

記

1	工 事 名					
2	工 期	着工 完成				
3	中間検査年月日					
4	受 注 者 名 称 代 表 者 氏 名					
5	中間検査結果					
6	業 種					
7	配置技術者※	現 場 代 理 人		主任（監理）技術者		
		主任（監理）技術者		主任（監理）技術者		

※工事の中間検査時点における配置技術者を表示

文 書 番 号
年 月 日

(照合又は名称)
(代 表 者 名) 殿

(工事執行機関の長) _____
④

第 回 中間検査結果通知書

貴社が受注した工事について、宮崎県工事検査取扱要領に基づき実施した中間検査結果を通知します。

1	工 事 名		
2	工 期	着工 完成	
3	中間検査年月日		
4	受 注 者 名 称 代 表 者 氏 名		
5	中間検査結果		
6	業 種		
7	配置技術者※	現 場 代 理 人	主任（監理）技術者
		主任（監理）技術者	主任（監理）技術者

※工事の中間検査時点における配置技術者を表示